

西播磨地域環境形成基本方針

～西播磨地域における緑豊かな地域環境形成に関する基本方針～

兵 庫 県

平成 16 年 7 月 30 日

目次

はじめに.....	1
第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1 西播磨地域の特性	2
2 西播磨地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想.....	6
第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項	12
1 環境形成区域の区分	12
2 各区域の設定の方針.....	13
第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本事項	15
1 西播磨地域の土地利用及び環境形成の方向	15
2 都市的な開発及び施設整備の方向	16
第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項.....	20
1 計画整備地区の認定についての基本方針.....	20
2 森林及び農地の保全の方向	22
2 その他豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	22

はじめに

西播磨地域は、臨海部には姫路、龍野、相生、赤穂などの都市市街地が広がり、中山間部には山崎、佐用などに市街地集積があるもの大半は自然豊かな農山村で構成される地域である。

西播磨地域は、播磨の国の西北端にあたり、因幡街道を通じて岡山・山陰方面との交流の歴史があり、農林業を主としながらも比較的早くから交易など都市的な活動が盛んであった。また、環境面では、緑豊かな森林が広がり、千種川や揖保川の母なる清流が涵養され、水と山の恵みが人々の暮らしを支えてきた。また、三室山や東山、あるいは鎮守の杜などには貴重な自然が残り、人と自然の共生の場ともなってきた。

こうした中山間地域では、全国的な人口減少、少子高齢化に伴い、集落等の活動の低下、農林業の担い手不足などが生じ、地域づくり、地域経済の観点から問題となっている。また、工場や別荘、レクリエーションなど新たな開発は雇用の創出などに寄与しているものの、その全てが地域環境の魅力向上につながっているとは言えない状況にあり、改めて地域づくりのあり方が問われている。

近年の新たな潮流として、中山間地域の自然環境や農村環境が見直されつつある。例えば、水源涵養や自然・国土保全といった役割だけでなく、都市住民が身近に自然に触れられる場、さらに進んでグリーンツーリズムやエコツーリズムの場、地球環境保全の観点からCO₂吸収源として、あるいはリタイヤ層だけでなくITの進展を背景に実年齢も含めた多自然居住の場など、多面的に価値が見直されており、今後の地域づくりを考える上で重要である。

一方、西播磨地域において参画と協働により作成され推進されつつある「西播磨地域ビジョン」では、『一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる』を基本姿勢に、『環境王国』『日本の祭都』『世界の光都』など6つの夢、また地域環境づくりの目標像としては美しい川・森づくり、活気ある農山村、快適な居住空間、滞在型環境の推進、産業基盤の整備などを掲げている。

この地域ビジョンの実現に向けては、地域の存立基盤である自然環境を将来に渡って保全しつつ、その恵みを活かして地域の活性化を図り、美しく住みやすい地域づくりを住民等の参画のもと進めていくことが必要である。

そのため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による、西播磨地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 西播磨地域の特性

(1) 位置

西播磨地域は、兵庫県の中西部に位置する岡山県、鳥取県と接する県際地域であり、神戸からは60～90km、岡山からは40～90kmの距離にある。中国縦貫自動車道が東西方向に横断し、高速道路利用で神戸まで1～2時間程度となっている。

兵庫県の地域区分における「西播磨地域」は臨海部から中山間地域までの広範囲に渡るが、このうち本条例の対象となるのは宍粟郡5町、佐用郡4町、並びに新宮町及び上郡町の線引き都市計画区域外からなる範囲である(合計11町)。

(2) 自然的特性

地域の北部には中国山地の威厳ある連峰が構え、そこを源流とする揖保川、千種川が自然環境を涵養し、生活や地域産業と深く結びついて「母なる川」としてシンボルとなり、川と森を基調とする環境が人の営みを支えている。

【川】大きくは、宍粟郡・新宮町は揖保川流域(安富町は林田川)、佐用郡、上郡町は千種川流域となっている。源流域では傾斜が強く、支流を含め溪流・渓谷としての印象が強いが、中流域以下は傾斜が緩やかになり、豊かな水環境が、貴重な生き物の生息の場としてだけでなく、農業用水、飲み水、防火用水、鮎やアマゴ等の恵みなどをもたらすなど生活と密接に結びついた清流として原風景を形成している。

【山】宍粟郡北部では中国山地の1000m級の連峰が風景の骨格となり、切り立った山、深い谷、雪などが奥地という印象を与えている。中南部は200～500m級の標高差が小さく傾斜も緩やかで、穏やかな印象の丘陵地形となっており、大撫山周辺の盆地や谷地では冬季の朝霧が特徴的である。

【植生】アカマツ林(二次林)が基本であるが、特に宍粟郡では林業が盛んでスギ、ヒノキ林が多く植林されている。自然林は北部の三室山等にブナ林、社寺等にシイやカシ林、また千種川中流ではコナラ林が分布している。

(3) 社会的特性

地域面積は約1,189km²(県土全体の約14%)、地域人口は約8.4万人(同約1.5%)。

播磨の国の西北部にあり、岡山・中国地方とを結ぶ因幡街道を中心とした交流・交易の地として、また県際地域としても発展してきた。経済の面では、姫路都市圏にあり、地域内では山崎町及び佐用町に都市的な機能が比較的集積しているが、周辺の龍野市、

赤穂市、相生市などの諸都市の影響を受け、求心性が低下しつつある。

地場産業は古来から農林業が主で、特に宍粟郡は県内林業の主産地であるが、概して低迷傾向にあり、周辺都市への通勤が増えており、就労の場を求めて若年層が流出し、地域内では高齢化の進行が顕著である。

【人口】地域人口は約 8.4 万人。地域東側（宍粟郡 5 町及び新宮町の一部）の人口は約 5.8 万人で、安富町及び新宮町は横ばい、他の町では減少している。特に北部 3 町で高齢化率が 25% を超えている。地域西側（佐用郡 4 町及び上郡町の一部）の人口は約 2.6 万人で、上郡町は横ばいであるが、他の町では減少傾向にあり高齢化率も 28% を超えている。

【交通】新宮町、上郡町及び佐用郡 4 町には鉄道があるが、宍粟郡には鉄道はなく、山崎町にバスターミナルがある。中国縦貫自動車道（山崎 IC、佐用 IC）及び山陽自動車道につながる播磨自動車道（播磨新宮 IC）が広域幹線道路としてあり、国道 29 号、179 号及び 373 号が主要幹線としてある。

【歴史】播磨の国の北西部にあり、因幡街道が通り、播磨と中国地方とを結ぶ交流・交易の地として発展してきた。山崎町の城下町が交通・軍事の要衝として、また平福（佐用町）や乃井野（三日月町）などが中継地として栄えた。各所に出城が築かれた城山が多いが砦的なものが多い。その他農村地域では街道沿いの街村から拡大した市街地が点在している。

【地場産業】新宮町、上郡町及び佐用郡は農林業が中心であったが、街道筋では早くから交易で栄えてきた。一方宍粟郡は県内林業の主産地（ひょうご材、しそう材）であるが林業の低迷が続いている。城下町がおかれた山崎町では播磨内陸の中心として都市型産業が発達した。また、宍粟郡、揖保郡には手延べ素麺の産地が分布している。

【地域構造】広くは姫路都市圏にある。地域内では山崎町及び佐用町に商業・業務・教育・医療・福祉などの都市機能が集積している。自動車交通による生活圏の拡大により姫路市、龍野市、赤穂市、あるいは岡山方面などとの結びつきが強くなり、分散化傾向にある。

（４）地域づくりの動向

農林業を中心とする中山間地域であり、農林業基盤の整備、道路整備及び治山治水整備を中心に地域整備が進められてきた。中国自動車道の開通に伴い工場立地も進み、80～90 年代にはゴルフ場や別荘地が開発されるが、現在では沈静化し、利用状況の低迷や一部では経営破綻するなど新たな問題を抱えつつある。

各町では少子高齢化対策として住宅地供給、工場誘致、観光開発、教育・福祉など定住環境の整備に力を入れており、近年は道の駅や宿泊施設、キャンプ場など自然を生かした交流・観光拠点を整備するなど都市地域との交流による地域活性化が進んでいる。

一方、地域内では「西播磨地域ビジョン」に基づくまちづくり活動が展開されているほか、「しそ森林王国」や「千種川圏域清流づくり委員会」など地域環境の保全・活用に取り組む住民活動が芽生えつつある。

【観光拠点】町ごとにキャンプ場や宿泊施設、道の駅、温泉など交流・観光施設を整備して、地域活性化、特産品販売などを推進している。

【住宅開発】山崎盆地は都市計画区域で市街地の集積度が高いが、その他の町では人口流出により空き家が増加している。定住促進のため町による分譲住宅地開発も一部行われている。賃貸住宅は民間供給が少ないため、町営住宅が若年世帯の受け皿になっている。安富町では姫路と山崎の両方に近いため、90年代前後に郊外住宅やマンションなどの立地が進んだ。

【別荘等レクリエーション系開発】80～90年代前後にゴルフ場と別荘地がいくつか開発されたがバブル以降は沈静化している。別荘地は売れ残りもあり、建物立地もあまり進まず全般的に利用度が低く、また一部事業主が経営破綻するなど新たな問題を抱えつつある。上郡町には2000軒を超える大規模別荘地がある。

【工業団地等】一部で工業団地が開発され工場誘致が進められたが、一部は売れ残りがあり、近年は新たな開発はない。国道沿いなどに工場や倉庫、資材置き場などが散見される。

【商業開発等】山崎町及び佐用町の中心市街地に大規模店が立地している。その他、国道沿いに郊外型店舗が個別立地している。

【農林業関連】宍粟郡一宮町では間伐材を利用した木質バイオマス発電などに取り組んでいる。佐用町の乙大木谷棚田（日本の棚田百選）をはじめ、各所の棚田で、棚田ボランティアなどの都市農村交流の取組が行われている。

【プロジェクト】播磨科学公園都市の整備推進による周辺地域の波及効果が期待される。中国横断自動車道姫路鳥取線が整備されると、播磨科学公園都市、山崎IC及び佐用IC周辺地域などのポテンシャルが向上するものと予測される。

【まちづくり活動】「地域ビジョン委員会」によりソフトのまちづくり活動が推進されている（出る杭大賞など）。宍粟郡では森林保全活用を目的とした「しそ森林王国（ミニ王国、拠点の森等）」、千種川流域では河川から地域環境保全を考える「千種川圏域清流づくり委員会」などが活動している。

【合併動向】宍粟郡では安富町を除く4町で合併協議中、佐用郡では三日月町を除く3町で合併協議中、新宮町は龍野市及び揖保郡で合併協議中、上郡町は旧赤穂郡の中で検討中（平成16年7月1日現在）

(5) 緑豊かな地域環境形成にかかる課題

西播磨地域では、次のような地域環境形成にかかる課題がある。

自然環境の保全と活用

千種川、揖保川を源流域としての自然環境を地域の存立基盤として保全する必要がある。特に流域環境保全の観点から広域的な保全の仕組みづくりも必要となっている。

自然環境の維持管理

林業の低迷等により、人工林の維持管理が停滞し、地域環境保全、防災対策上、山林の適正な管理が必要である。

また、河川清掃や水生動植物の大切さを学ぶ活動等を通じて、河川の適正な維持管理と水質保全を図る必要がある。

自然や景観と調和した開発の誘導

豊かな自然環境を享受し、新しいライフスタイルを実現する多自然居住を推進するため、地域環境や歴史、文化等を重視した居住地形成と新旧住民のコミュニティ形成を図る必要がある。

集落の活力向上

集落内の若者の減少や人口の高齢化、空き家や耕作放棄地の増加により、集落の活力が低下しており、若者定住化の推進や農地の担い手育成等を図る必要がある。

地域資源を活用した活性化の推進

地域の歴史文化や自然などの資源を掘り起こし、真の魅力に根ざした都市と農村の地域間交流、あるいは住民同士の交流を展開し、地域の活性化を推進する必要がある。

播磨科学公園都市、播磨自動車道等の整備推進と活用

「人と自然と科学が調和する高次元機能都市」播磨科学公園都市を核とした地域産業の振興とリンクした地域整備と環境形成を図る必要がある。

また、播磨科学公園都市の波及効果を一層高めるため、播磨自動車道の早期整備とインターチェンジ周辺の地域環境形成に配慮した土地利用を図る必要がある。

2 西播磨地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 地域の将来像(西播磨地域ビジョン)

平成13年2月に新しい兵庫県の羅針盤として「21世紀兵庫長期ビジョン」が策定され、西播磨でも多数の県民の参画を得て「西播磨地域ビジョン」がとりまとめられた。

西播磨地域ビジョンでは、夢会議で起こされた地域課題や人々の願いを整理・集約し、21世紀にかなえたい「6つの夢」をとりまとめられた。

さらに平成13年度には、このビジョンを具体化し、実現していくために、「地域ビジョン委員会」を設置し、地域住民や団体などの「参画と協働」のもと、県民自らの具体的な実践活動とともに地域における県政の展開方向を示す「地域ビジョン推進プログラム」がとりまとめられ、平成14年度以降、地域ビジョン委員会とともに地域住民の「参画と協働」により、このプログラムの具体化が進められている。

【基本姿勢】 一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる

【6つの夢】

- 生きがいを持って暮らそう(自己実現社会)
- 人と人が創る豊かな人間関係を広げよう(人の輪社会)
- 住みなれた地域で支え合ってともに生きよう(安心安全社会)
- 人と自然の営みが調和した循環型社会をめざそう(環境王国)
- うるおいとにぎわいのある地域をつくろう(日本の祭都)
- 世界につながる創造的で活力ある社会をめざそう(世界の光都)

【地域環境に関する目標像】

地域環境に関連する3つの夢については、課題を整理した上で、次のような目標像がたてられた。

『環境王国』……美しい自然環境

- 揖保川、千種川水系などの美しい川をつくる
- 子どものころ遊んだ美しい森づくりを進める

『日本の祭都』……快適な生活環境

- 自然環境に調和した農林業、活気ある農山村をつくる
- 個性とにぎわいのある中心市街地をつくる
- 暮らしやすい快適な居住空間をつくる

『世界の光都』……未来へのまちづくり

- 資源を活かした滞在型観光を推進する
- 産業基盤の整備を進める
- 播磨科学公園都市のまちづくりを進める

(2) 地域づくりの基本方向

西播磨地域の地域特性や地域環境にかかる課題を踏まえ、次の自然、交流、魅力をキーワードとした地域づくりを推進する。

自然環境を保全・活用した地域づくり

【地域の存立基盤である自然を保全し、自然の恵みを活かした地域づくりを進める】

地域のシンボルである揖保川、千種川及びその源流域としてひとつながりになっている森林などの自然環境は地域の存立基盤であり、早急かつ幅広くその保全に取り組む。

千種川、揖保川、大撫山、朝霧、棚田、鮎、アマゴ、ホタル、ひまわりなどの多種多様な自然の恵みを地域の魅力として、暮らしや農林業と結びつけた地域づくりの中で十分に活用し、自然環境保全の取組を継続、発展させていく（地域で守る地域の自然）。

合わせて地域内だけでなく、流域環境あるいは地球環境保全の観点から、広域的な保全と支援の仕組みづくりにも取り組む（みんなで守るみんなの自然）。

自律的で誇りうる地域づくり

【地域の魅力を掘り起こし、再発見し、幅広い交流に支えられた地域づくりを進める】

地域活性化の方向として、恵まれた自然環境や独特の歴史文化など地域資源を活用したグリーンツーリズムやエコツーリズムなど「内発型開発」を推進する。

このため、山崎城下町や平福宿場町、波賀城跡、伊和神社などの歴史文化資源、あるいは森、川、溪流、生き物などの自然資源、さらに地域の祭りや伝統芸能、地場産業など人と自然が織りなしてきたなりわい資源などを掘り起こし、地域住民自身がその価値を再認識、再発見した上で、本物の魅力に根ざした深い交流、もてなしによる都市農村交流を展開し、地域活性化へと結びつける。

自然や景観と調和した魅力ある地域づくり

【新たな開発と地域環境とが調和し、地域の魅力を高めていく地域づくりを進める】

新しいライフスタイルを求める多自然居住、先端技術に携わる人々の居住、さらに交通基盤整備に伴う施設立地等の開発を、地域の環境・景観に配慮、調和したものに適切に誘導し、地域の新たな魅力づくりを推進する。

また、道路や河川、公的建築物等を自然や地域景観に十分配慮して整備することにより、人々に親しまれ、地域の魅力を向上させる環境形成を図る。

(3) 地域環境形成の基本方向

すぐれた地域環境の形成は、単に造形的に美しいというだけでなく、山や河川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を活かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りなどを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、行政だけに委ねられたものではなく、住民、事業者、行政が協働して進めていくべきものである。

<西播磨地域の景観>

西播磨では、三室山、藤無山、段ヶ峰、雪彦山、黒尾山、大撫山などを代表とする山並みの中に、揖保川、千種川に代表される大小の河川が、複雑な谷筋を形成し、谷筋と谷筋の合流部付近には盆地状の平野が広がっている。人々は、それぞれの谷筋に生産や生活のよりどころとなる「集落」をつくり、盆地状の平野に中心性のある「まち」をつくってきた。

山の奥から谷筋、盆地が交互につながり、広い平野部に至るまでの彫りの深い通路状の平地こそが、この地域の人々の暮らしの場であり、播磨の奥座敷と言われる所以ともなっている。

河川に沿って広がる農地の中に点在する集落とまちは道で結ばれ、農地と集落は生産活動において、また各集落とまちは、生活・交流において密接に関わりをもっている。この河川の流れによって上流と下流に方向づけられ、両側を山並みにはさまれた河川と農地、集落等は、相互に関わり合い視界の限定された奥行き感のある通路的な景観を形成している。

その奥行きのある景観は、ここに住む人々が、自然の条件を尊重しつつ、生産し、居住するという永い営みを通して、生み出され継承されてきたものであり、これら全体が、自然、人、時間が編み上げてきた一つの風景とも言えるものである。

このような地域の景観には、自然環境がもつ美しさ、人々の生産、生活に伴った秩序を反映した美しさ、そして地域の文化が醸し出す伝統的な美しさを感じることができる。

山並みの景観

三室山、藤無山、段ヶ峰、雪彦山、黒尾山、大撫山などを代表とする急峻な山並みが谷筋や盆地の背景景観として大きな比重を占めており、遠景、近景としての山の存在は無視することができない。

さらには、この山並みが地域の微気象を左右し、またこれを水源とする河川が流域の地勢を規定し、微気象や地勢に応じて人々の暮らし方が定まり、その結果として現在の地域の景観が形成されており、これらの山並みが、地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっている。特に、北部山岳地帯は、冬は厳しい寒さに見舞われ、播磨地域唯一の積雪地帯を形成している。

また、ちくさ高原、三室高原や戸倉高原は、険しい山並みの中で意外性のある広がりを見せるとともに、引原川の源流点近くにつくられた引原ダムの湖面は、その澄んだ広い水の面に四季折々の自然の姿を映し、特異な水辺景観を構成している。

谷筋の景観

山間部では、川筋に沿って谷が迫り、平坦地が少ないことから家屋は等高線に沿って建つことが多く、家屋や集落の後ろには、近景としての山の斜面がいつも見え、集落等が山の斜面に抱かれた形の景観が構成されている。

盆地状の平野部の景観

揖保川や千種川流域に形成された盆地状あるいはやや広い帯状の沖積地には、農地が展開するなかに微高地を中心として集落や町が存し、瀬戸内気候の延長としての温和な気候に恵まれ、これを包み込む山並みの緑、農地の緑、集落等の緑が調和した景観が構成されている。その中で、揖保川、千種川等の河川が、上流、下流及び対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、その水の流れが生み出す豊かな姿は、平野部の景観の大きなアクセントとなっている。

<目指すべき地域環境イメージ>

西播磨地域の地域環境形成にあたっては、「地域づくりの基本方向」及び「地域の景観」をもとに、めざすべき地域環境イメージは、次のように描かれる。

『環境王国』の豊かな自然に根ざした『みんなのふるさと』環境の形成

中国山地の威厳ある連峰とそこを源流とする揖保川、千種川などの川がふるさと景観の骨格となり、日常生活や地域産業と深く結びついて地域の営みを支えている。多くの支流に沿った谷筋では、山並み、農地と調和する集落や家並みが形成され、点在する盆地市街地とともに西播磨地域の景観を特徴づけている。また、新しいまちや施設は森林や川、田園、集落などのふるさと景観にとけ込み、地域の魅力を高めている。

こうした豊かな環境、魅力的なふるさと景観、自然の恵みが、様々な人を惹きつけ、地域への愛着を源とする多様な交流を育み、地域の活力を高めている。

<ふるさと景観のイメージ>

中国山地の高い山と棚田	清流と広がりある田園景観	市街地と山並み	山に抱かれた山間市街地
			
受け継いできた美しい棚田	歴史文化的景観	地域の社寺と社寺林	歴史的町並み
			

<豊かな交流のイメージ>

地域の伝統文化	自然の恵み・農	自然の恵み・川	自然の中のレクリエーション
			

<地域環境形成の基本方向>

今後以下の点を基本方向として、地域環境イメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

森と川の地域環境づくり

農林業の振興、環境に配慮した生活、流域としての広域の取組みなどにより、地域の存立基盤である森と川を基調とする良好な地域環境を形成する。

自律による地域環境づくり

地域住民の主体的な参画による地域の歴史文化などの魅力の再発見・活用、河川や里山などの美化・活用など、自らの地域に誇りと愛着がもてる地域環境を形成する。

交流による地域環境づくり

川や溪谷、森林、棚田、田園など、自然の恵み豊かな環境を、レクリエーションや癒し、自己実現などの場として利活用し、地域住民と都市住民の連携・交流による活力ある地域環境を形成する。また、播磨科学公園都市住民の地域活動等への参画による新たな視点からの地域の魅力づくりを進める。

快適な地域環境づくり

自然とのふれあい、緑や歴史あふれる景観、地域資源を活かした交流、快適な生活空間などを保全、育成し、地域の人々が快適に住み続けられる、また訪れる人があこがれるような地域環境を形成する。

魅力ある地域環境づくり

都市的な開発や新たな施設整備、道路や河川の整備、公的建築物などは、自然や地域景観に調和したものに整備、充実し、地域の活力と魅力ある環境を創造する。

第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 環境形成区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を捉えて誘導していくために、現況土地利用との関わりを基本として、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。

(1) 第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図る区域(以下、「森を守る区域」という。)

(2) 第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

まとまりのある森林区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場としての役割を果たす区域(以下、「森を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の農地を主体とする集落等を含む区域であり、今後とも農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図る区域

(西播磨地域では、千種川と揖保川をシンボルに、その支流を含め川と里の暮らしが密接に結びついていることから、以下、「川とさとの区域」という。)

(4) 第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

住宅等の建築物や都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも都市的機能の向上と良好な市街地環境の形成を図る区域。

(以下、「まちの区域」という。)

(5) 第2項の区域

(西播磨地域の特性からみて、第1項各号の区域とは別に定める区域)

ア かつての城下町、宿場町、街道筋など人々の営みにより伝統的で特徴のある町並み

や建物群が地域景観の核となり、周辺を含め伝統を継承した趣のある市街地等の環境の形成を図る区域（以下、「伝統的なまちの区域」という。）

イ 播磨科学公園都市として計画的な整備推進を図り、人と自然と科学が調和したまちの形成を図る区域（以下、「光都の区域」という。）

ウ 優れた自然特性を活かし、地域と都市の人々との交流施設が整備され、今後とも積極的に交流を図る区域（以下、「高原の区域」という。）

2 各区域の設定の方針

（1）森を守る区域

地域の景観形成に重要な役割を果たしている以下の森林等の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定するものとする。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりある森林の区域。

イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域。

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域。

（2）森を生かす区域

まとまりのある現況森林の区域に設定する。

一体のゾーンとして、河川・ため池等の水面、小規模な農地、林業用施設等を含めて定めるものとする。

（3）川とさとの区域

農業的土地利用を主体とし、それと調和した集落を含む区域に設定する。

一体のゾーンとして、河川・ため池等の水面、樹林地を含めて定めるものとする。

（4）まちの区域

既成の市街地や（伝統的なまちの区域として指定する区域を除く）大規模集落、その他の住宅団地、工業団地等の区域に設定する。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域として設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として設定しない。

(5) 伝統的なまちの区域

既成市街地、集落のうち、伝統的な町割り、町並み、建築物等が位置している一定のまとまりある区域で、今後、その伝統的な特徴のある資源を活用したまちづくりを進める区域に設定する。

(6) 光都の区域

先端技術、学術研究及び良好な居住機能を総合的に備えた区域に設定する。

(7) 高原の区域

高原としての自然特性を生かしたスポーツ、レクリエーションなどの交流を目的とした施設が整備されているまとまりのある山の区域に設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する 基本事項

1 西播磨地域の土地利用及び環境形成の方向

(1) 森を守る区域

森林としての土地利用が継続して適切に行われることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林が持つ多面的な機能の発揮に資する森林整備等を行う。

自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、開発による森林の汚損・滅失を防止し、森林としての環境を将来に渡って保全する。やむを得ず開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等が目につかないような配慮を行う。

(2) 森を生かす区域

森林が持つ経済機能及び公益的機能を発揮させるため、また、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場としての役割にも配慮して、森林の適切な保存・整備を図る。

自然体験、レクリエーション、保健・保養、自然を通じた交流・自己実現など森林の環境の利用に適した場所においては、それらの活動を支える整備と管理を進め、新たな魅力ある環境を形成する。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど、主要な道路や市街地等から開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮を行う。

(3) 川とさとの区域

農地、集落、河川、樹林地などが調和した、魅力あるさとの環境を維持していくことが重要であり、地区ごとの特徴を伸長しながらさとづくりに取り組むことが必要である。

農地については、多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図る。また、施設整備にあたっては、周辺のさとの景観との調和が保たれるよう配慮を行う。なお、河川に隣近接した箇所にあつては、良好な河川景観を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望や河川景観との調和が保たれるよう配慮を行う。

生活道路、生活施設等の整備を進める場合には、集落の特徴に配慮しつつ、適切な箇所において集落と調和した整備を行う。また、棚田、川、湧水、ため池、樹木、樹林地、など、集落ごとの資源を活かした美しく住みやすいさとづくりを進める。

こうして形成される魅力的な川とさとの環境のもと、空き民家や空き農地を活用して、ふれあい観光農業（体験農業、観光農業、市民農園等）など都市農村交流を進める。

(4) まちの区域

市街地としての集積を誘導し、都市的魅力の充実、快適な居住空間の形成、優れた景観づくりや緑化の推進などにより、良好な市街地環境を形成する。

道路、河川、公園、下水道等の公共施設の整備を進め、自然環境や周辺に広がる川やさとの景観との調和に配慮しつつ、まちとしての基盤を整える。

(5) 伝統的なまちの区域

伝統的な町割りや町並みの保全を図ることが特に重要であり、伝統的町並みに調和する施設の立地を誘導していく。

道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては伝統的な町割りや町並みに配慮した構造及び意匠とすると共に、建築景観の誘導により、全体として伝統的な雰囲気のある市街地の形成をはかる。

また、区域内に位置する既存の樹木、樹林などを保全してまちづくりに活用する。

(6) 光都の区域

今後計画的に市街化をはかる区域では、まちづくり構想・計画のコンセプトのもと、地域環境との調和に配慮するよう誘導し、新しい地域核を形成する。

(7) 高原の区域

自然地形、自然環境を活用したスポーツ、レクリエーション、休養施設などが整備され、今後とも周辺の土地利用との調和に十分配慮した施設の整備を図る。

開発を行う場合は、地形の改変を抑えるとともに周囲の環境に配慮した樹林の保全を図り、施設等の形態、意匠、色彩などに配慮する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備にあたっては、「自然と調和した景観をつくる」を基本的な考え方とする。

ア 自然地形を生かす

- ・自然地形を生かし、大規模な土地の地質の変更を避ける。

(地形を考慮した開発地の選定、スカイライン、急傾斜地等の保全、最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等の整備)

イ 森林等を残し育てる

- ・相当量の現況森林を保全する（一定割合以上の現況森林の保全、最小限の伐採等）。
- ・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する（山頂等の現況森林の保全、貴重な植生等の保全、周辺部の現況森林の保全等）。
- ・地域の自然的条件に適応した植栽を行う（地域に自生する樹種等の選定、表土の保全・利用等）。
- ・森林以外の区画においても既存緑地を守り育てる（鎮守の森等既存の樹林地の保全・整備、農業的土地利用への配慮等）。

ウ 緑地を効果的に配置する

- ・適切に植栽を行い緑地を設ける（森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保や周辺部への緑地の配置、建築物等と調和した植栽、オープンスペースの緑化、主要道路沿いや河川沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域固有の緑化手法の継承、一定規模以上の区画面積の確保等）。
- ・擁壁等の土木構造物は緑化・修景する（擁壁等の緑化・修景、法面の緑化等）。
- ・広い平面には植栽を行う（グランド、駐車場等の植栽等）。

エ 建物を周辺の景観と調和させる

- ・建築物の高さ等は樹高を考慮する（周辺の森林・緑地から突出しない高さ等）。
- ・建築物等の形態・色彩・材料等は周辺の景観と調和させる（周辺の自然景観、既存集落の景観、市街地の景観との調和、歴史的町並み等良好な町並みの保全・創出等）。
- ・幹線道路沿道や河川沿いの良好な景観を形成する。
- ・良好な景観形成を阻害しているものは改善する（周辺景観を損なう建築物、屋外広告物の改善等）。
- ・高密度な都市的利用を抑制する。

オ 眺望を守る

- ・建築物の高さ、形態は、主要な眺望点からの眺望に配慮する（市街地・幹線道路等からの山の眺望を妨げない建築物、橋梁・河川沿い道路等からの眺望の確保等）。

（２）地域環境形成基準の設定

先の考え方に則し、具体的に条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

地域環境形成基準の項目

項 目	内 容	環境形成区域区分						
		森を生かす区域	川とさとの区域	まちの区域	歴史的なまちの区域	光都の区域	高原の区域	
保全すべき森林又は緑地の面積	森林の保全	一定以上の森林率						
	緑地の確保	一定以上の緑地率						
優れた景観の構成要素の保全方法	地形、植生の保全	山の稜線等の保全						
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全						
	既存樹林地の保全	鎮守の森等既存の樹林地の保全等						
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理						
森林又は緑地の配置方法及び緑化の方法	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置						
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽						
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置						
	河川沿いの植栽	近隣接する河川沿いへの植栽						
	緑地・植栽の質	自生種の植栽						
	緑化の手法	地域固有の緑化手法の継承						
自然的環境と調和する建築物等の整備方法	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成						
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景						
	法面の緑化	法面への植栽						
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置						
	建築物の形態		周辺景観と調和する規模、高さ等					
			眺望点からの眺望を妨げない規模、形態等					
建築物等の意匠等		周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等						

(注： =基準を設定)

(3) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率、緑地率については、開発区域の規模に応じて設定する。

保全又は創出された森林や緑地、あるいは修景緑化については、その量と配置のほか、緑地の質が重要となり、自然に自生する樹種等の選定等地域特性への配慮や開発後の管理・育成など、緑の質の確保に関する基準設定に配慮する。

建築物の規模、形態、意匠等については、できるだけ定量的基準化に配慮するが、必要なものについては定性的基準も併用する。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1) 認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区又は都市的な機能を新たに導入・整備する地区について、その整備計画を認定し、計画整備地区とする。

特に、各町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

流域や集落などの一定の広がりのある地区において、各町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの。

(2) 認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取り組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

- (ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区
- (イ) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区
- (ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するものとする。

- (ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能であること
- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入、整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入、整備する。

都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・ 地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・ 森林・緑地の維持管理に関する事項
- ・ 森林、緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・ 道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
 - ・ 建築物、構造物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
 - ・ その他豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の3つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的な森林の維持管理も含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

ウ 森林及び農地に配慮した都市的な開発及び施設整備

都市的な開発及び施設整備は森林及び農地環境に配慮し、それらと調和したものとす
る。

(2) 取り組みの方向

ア 総合的・一体的・継続的な取り組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏
まえながら総合的・一体的・継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森
林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品生産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、
資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

西播磨地域における地域環境の形成にあたっては、地域住民、都市住民、NPO 法人、
住民組織、ボランティア、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新
たな価値の発見、森林、農地や河川の維持管理、建築物等の緑化修景など、緑豊かな地
域環境の形成に関する活動を積極的に展開するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、
市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を

図るものとする。

(3) 支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行うものとする。